

平成31年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成31年3月6日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 1号 御宿町監査委員の選任について
- 日程第 6 議案第 2号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 3号 認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意
について
- 日程第 8 議案第 4号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 5号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第 6号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第 7号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第 8号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第 9号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第10号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第11号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第13号 御宿町立御宿小学校空調設備設置工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第14号 御宿町立御宿中学校空調設備設置工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第15号 財産の交換についての議決事項の一部変更について
- 日程第20 議案第16号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第17号 御宿町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 御宿町児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 御宿町地域防災計画の修正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	瀧 口 義 雄 君	2 番	北 村 昭 彦 君
3 番	堀 川 賢 治 君	4 番	大 地 達 夫 君
5 番	滝 口 一 浩 君	6 番	貝 塚 嘉 軼 君
7 番	伊 藤 博 明 君	8 番	土 井 茂 夫 君
9 番	大 野 吉 弘 君	1 0 番	石 井 芳 清 君
1 1 番	高 橋 金 幹 君		

欠席議員（1名）

1 2 番 小 川 征 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 石 田 義 廣 君 副 町 長 横 山 尚 典 君

教 育 長	齊 藤 弥四郎 君	総 務 課 長	大 竹 伸 弘 君
企画財政課長	田 邊 義 博 君	産業観光課長	殿 岡 豊 君
教 育 課 長	金 井 亜紀子 君	建設環境課長	埋 田 禎 久 君
税務住民課長	齋 藤 浩 君	保健福祉課長	渡 辺 晴 久 君
会 計 室 長	岩 瀬 晴 美 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	吉 野 信 次 君	主 事	鶴 岡 弓 子 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成31年第1回定例会が招集されました。

小川征君から会議規則第2条の規定による欠席届がありました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成31年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時01分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。10番、石井芳清君、11番、高橋金幹君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から14日間とし、本日は、議長からの諸般の報告、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明及び諸般の報告を受けた後、諮問第1号、議案第1号から議案第26号までを順次上程の上、質疑の後、採決を行い、散会いたします。

7日は、議案第27号から議案第35号までを順次上程の上、質疑の後、採決を行い、議案第36号の議案説明までを行います。

8日から18日まで休会とし、19日に議案第36号の質疑、採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり、本議会の会期を本日から19日までと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から19日までの14日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長(大地達夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、平成31年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件につきましては、諮問1件、人事案件12件、議決に付すべき契約2件、財産の交換についての議決事項の一部変更1件、指定管理者の指定1件、条例案9件、議決すべき事件1件、平成30年度各会計補正予算案5件、平成31年度各会計予算案5件など、計37議案をご審議いただくことといたしましたが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由をご説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、本年6月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、前森勤氏にかわりまして、海老根秀昭氏を同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 御宿町監査委員の選任につきましては、現在、町監査委員として務めていただ

いております綱島勝氏が平成31年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては、平成31年4月1日から4年間であります。

議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命については、平成31年3月31日をもちまして任期満了となります御宿町教育委員会委員、高橋裕子氏にかわりまして、新たに浅野智子氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては、平成31年4月1日から4年間あります。

議案第3号 認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5号の規定により認定農業者がその過半数を占めることとされておりますが、選出数が要件に達していないことから、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定により、農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外を適用することについて、あらかじめ議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号から議案第11号までの御宿町農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、平成31年3月31日をもちまして任期満了となります固定資産評価審査委員会委員、白鳥武久氏にかわりまして、新たに岩瀬義博氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては、平成31年4月1日から3年間あります。

議案第13号 御宿町立御宿小学校空調設備設置工事請負契約の締結については、3月1日に指名競争入札に付した御宿町立御宿小学校空調設備設置工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号 御宿町立御宿中学校空調設備設置工事請負契約の締結については、3月1日に指名競争入札に付した御宿町立御宿中学校空調設備設置工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号 財産の交換についての議決事項の一部変更については、新町地先0202号線道路

改良工事に伴う財産の交換に関する案件です。この件につきましては、平成30年第2回定例会においてご承認をいただきましたが、相手方から面積変更の申し入れがあり、再度協議を進めさせていただき、協議が調いましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものでございます。

議案第16号 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、御宿町観光案内所の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号 御宿町森林環境譲与税基金条例の制定については、平成31年4月1日より国から森林環境譲与税が譲与されます。使途としては、森林の間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や啓発等の森林整備及び促進に関する費用に充てなければならないとされていることから、これを基金として積み立て、必要に応じて活用するため、御宿町森林環境譲与税基金条例案を制定し、その管理等に関する事項を定めるものでございます。

議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月に公布され、これにより民間企業等においては時間外労働の上限規制等が導入され、平成31年4月から施行されることになりました。国においても人事院より平成30年8月に公務員人事管理に関する報告において、法施行を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めることとするなどの長時間労働の是正に関する報告がなされました。地方公務員についても国家公務員の取り扱いを踏まえ、所要の措置を講じる必要があり、町でも時間外勤務の適切な管理を行うため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものでございます。

議案第19号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、月の沙漠記念館長の報酬額の改正について議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定については、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例については制定から10年が経過しており、10年間で契約の形態は多様化し、当時想定し得なかった事務機器等の利用方法が出てまいりました。この多様化した契約形態に対応するため、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴

い、同様の基準内容に改めるため、御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、学校教育法の一部改正により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件が改められたため、当該省令を引用している御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号 御宿町児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、御宿町立岩和田児童館について、平成31年3月31日をもって閉館とするために、御宿町児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部改正により児童扶養手当法施行規則等が改正されたことから、御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定については、学校教育法の一部改正により、水道法施行令に定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められたため、当該省令を引用する御宿町給水条例の一部を改正するものでございます。

議案第26号 御宿町地域防災計画の修正については、各地で発生した大規模災害の教訓を反映するとともに、災害対策基本法を初めとする防災関連法令等の改正や千葉県地域防災計画等との整合を図るため、町地域防災計画の修正について、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号 平成30年度御宿町水道事業会計補正予算案（第2号）については、第3条予算の収益的収入に270万円を追加し、収益的支出を258万3,000円減額し、第4条予算の資本的支出を182万6,000円減額するものでございます。内容といたしましては、第3条予算の収益的収入は落雷損害共済金を追加し、収益的支出は人事異動に伴う人件費の差額と委託料の入札差金を減額するものでございます。また、第4条予算の資本的支出は工事の入札差金を減額するものでございます。

議案第28号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）については、歳入歳出それぞれ3,222万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億9,136万7,000円とするものでございます。主な補正の理由は、国民健康保険税の科目間調整、出産育

児一時金の減額及び財政調整基金積立金の増額等でございます。

なお、本補正予算につきましては、去る2月22日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第29号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）については、歳入歳出それぞれ271万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳それぞれ1億4,802万8,000円とするものでございます。主な補正の内容は、保険料の減額及び保険基盤安定拠出金の決定による減額でございます。

議案第30号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第3号）については、歳入歳出それぞれ1,826万4,000円を減額し、補正後の予算総額を10億9,728万8,000円とするものでございます。主な内容につきましては、介護保険料が当初見込みを下回ったことによる減額、保険給付費等の減額及び年度末までの執行を勘案した事業の不用額について調整を行うものでございます。法定負担分として国・県・支払基金からの支出金や保険料、一般会計からの繰入金の減額を行い、収支の均衡を図りました。

議案第31号 平成30年度御宿町一般会計補正予算案（第7号）については、歳入歳出ともに1,457万2,000円を追加し、補正後の予算総額を40億4,311万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算では、後年度の財政需要に備えた基金への積み立てや御宿小学校の施設補修工事を追加し安全面の確保を行うほか、事業の完了や進捗に伴う不用額の減額などを行っております。

なお、財源につきましては、完了した事業の不用額のほか、国・県の補助制度、地方債制度を活用し、なおも不足する財源につきましては、純繰越金及び普通交付税を追加して対応いたします。このほか、年度内に支出の終わらない見込みのあるものについて繰越明許費を定めること及び事業の終了による減額などの地方債の変更をお願いしております。

議案第32号 平成31年度（2019年度）御宿町水道事業会計当初予算案については、水の安定安全な供給に重点を置くこととし、施設の更新・整備や費用の縮小に努めた予算編成をいたしました。第3条予算、収益的収入及び支出の予定額につきましては、水道事業収益3億4,661万円、水道事業費用3億4,143万7,000円を計上いたしました。次に、第4条予算、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入349万3,000円、資本的支出1億386万4,000円を計上いたしました。

議案第33号 平成31年度（2019年度）御宿町国民健康保険特別会計予算案については、予算の大半を占める保険給付費と国民健康保険事業費納付金について、前年度実績や県の算定結果

をもとに算出し、これに見合う適正な負担を原則に編成いたしました。予算総額11億3,691万4,000円、対前年度比1%増の主な要因は、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等の増額の影響によるものでございます。本年度も引き続き、収納率向上対策、医療費の適正化及び保健事業等を推進し、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

なお、本予算につきましては、去る2月22日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

議案第34号 平成31年度（2019年度）御宿町後期高齢者医療特別会計予算案については、千葉県後期高齢者医療広域連合から示されました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定拠出金をもとに編成し、予算規模といたしましては、前年度と比較しますと0.6%増の1億5,165万3,000円といたしました。

議案第35号 平成31年度（2019年度）御宿町介護保険特別会計予算案については、平成31年度の予算案は、第7期介護保険事業計画の2年目となり、認定者数や介護サービスの利用など、計画値を踏まえ、サービスの利用状況や高齢者人口の伸びなどを勘案しながら保険給付費を見込みました。また、介護予防・日常生活支援総合事業や任意事業・包括的事業などの地域支援事業費を計上し、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の皆様が住みなれた地域において安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。予算規模といたしましては、前年度と比較しますと4.3%増の11億1,280万9,000円といたしました。

議案第36号 平成31年度（2019年度）御宿町一般会計予算案については、歳入歳出ともに36億6,880万円とし、平成30年度と比較し6,888万2,000円、1.8%の減となりました。予算の内容につきましては、社会福祉の充実や防災への備え、生活基盤や生活環境の整備、産業、教育の振興、地方創生に向けた取り組みなど、あらゆる行政目的において、住民満足度の向上に資する施策経費を計上しております。

予算の編成にあたりましては、笑顔と夢が膨らむまちづくりを基本理念に掲げ、後期アクションプランや地域再生計画に係る地方創生事業、また、計画最終年度を迎えるまち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するとともに、公共施設の老朽化対策として公共施設等総合管理計画に基づき適切な対応を図るため、また住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色あるまちづくりに向け、住民への影響や緊急性、国の施策の動向等を注視し、また将来への財政負担度を総合的に勘案した上で必要な事業に予算を重点配分いたしました。

以上で、提案理由のご説明を終わります。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

平成30年12月定例会以降の日程につきましては、平成30年12月13日、月の沙漠記念館運営協議会、20日に布施学校組合第2回臨時会、21日に例月出納検査に出席いたしました。25日に歳末夜警における激励を行い、28日に仕事納めの式を行いました。

平成31年1月4日、仕事始めの式を行い、6日に消防団出初め式、11日、議会運営委員会に出席し、町議会第1回臨時会を招集いたしました。12日に成人式を挙行し、61名の皆様が成人を迎えられました。13日、五倫文庫読書週間コンクール授賞式に、15日にオリーブの視察会に出席し、17日には千葉県市長会合同部会に出席いたしました。18日に第1回特別委員会、19日に公民館で実施されましたスペイン友好コンサートに出席、22日に例月出納検査、B & G全国サミットに出席し、23日から24日まで海の子山の子交流会で野沢温泉村を訪問し、28日、御宿町地域公共交通会議、29日、議会運営委員会に出席いたしました。

2月1日、第2回臨時会を招集し、人事院勧告に伴う条例改正、各会計補正予算をご審議いただきました。3日に第7回おんじゅくオーシャントレイル10マイルレースの開会式に出席いたしました。4日、千葉県町村会役員会に、5日、千葉県国民健康保険団体連合会理事会に、6日、南房総広域水道企業団運営協議会議会定例会に出席いたしました。7日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者副管理者会議に、布施学校組合第1回定例会、13日に千葉県町村会定例会、14日に御宿町防災会議に出席し、15日にはC C R C事業事業者説明会、区長会議に出席いたしました。19日に例月出納検査、生涯活躍のまち推進協議会、布施学校組合例月出納検査に出席し、20日には御宿中学校生徒の皆さんに表敬訪問をいただき、21日、第2回特別委員会に出席し、千葉県漁港漁場研修会に出席しました。22日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合定例会、国民健康保険運営協議会、23日にため池ハザードマップ説明会、25日に夷隅環境衛生組合定例会に出席し、25日に議員協議会、議会運営委員会に出席し、28日に第3回臨時会を招集し、議会運営委員会に出席いたしました。

また、第13回おんじゅくまちかどつるし雛めぐり事業を2月16日から3月3日まで開催し、3月2日には釣りキンメ祭りを開催いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

ご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、十分なるご審議を賜りましてご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明及び諸般の報告を終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

石田町長の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本年6月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、前森勤氏にかわりまして、海老名秀昭氏を同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

海老名秀昭氏の略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

諮問第1号は適任とすることで答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とする答申をすることに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第1号 御宿町監査委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町監査委員の選任について。

御宿町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現在、町監査委員として務めていただいております綱島勝氏が平成31年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期は、平成31年4月1日より4年間となります。

綱島勝氏の略歴につきましては別紙のとおりでございますので、よろしくご審議、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

平成31年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、高橋裕子氏にかわりまして、新たに浅野智子氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

略歴は別紙のとおりでありますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、平成31年4月1日より4年間であります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第7、議案第3号 認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

産業観光課長より議案の説明を求めます。

殿岡産業観光課長。

○産業観光課長(殿岡 豊君) それでは、議案第3号 認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてご説明申し上げます。

御宿町農業委員会委員につきましては、平成31年3月31日をもって任期が満了することから、去る12月17日から1月18日までの間、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦、募集を行い、2月6日の農業委員会において候補者の経歴や活動履歴等の審査を経て、8名の委員が選出されたところでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5号の規定により認定農業者がその過半数を占めることとされておりますが、選出数が要件に達していないことから、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定により、農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外、いわゆる農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者を適用することについて、あらかじめ議会の同意を求めるものです。

以上になります。よろしく願い申し上げます。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、議案第4号 御宿町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤博明君の退室を求めます。

（7番 伊藤博明君 退場）

○議長（大地達夫君） 石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第4号 御宿町農業委員会委員の任命について。

御宿町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、伊藤博明氏を農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては、別紙のとおりでございます。

任期につきましては、平成31年4月1日から3年間でございます。ご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

伊藤博明君の入場を求めます。

(7番 伊藤博明君 入場)

○議長(大地達夫君) 伊藤博明君に議案第4号は原案のとおり同意されましたことを告知いたします。

◎議案第5号～議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第9、議案第5号 御宿町農業委員会委員の任命についてから、日程第15、議案第11号 御宿町農業委員会委員の任命についてまでは関連がありますので一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第5号 御宿町農業委員会委員の任命についてから、日程第15、議案第11号 御宿町農業委員会委員の任命についてまで一括議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 議案第5号から議案第11号 御宿町農業委員会委員の任命について。

議案第5号から議案第11号までの御宿町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、御宿町農業

委員会委員の任命をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第5号は、井上晃一氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第6号は、岡本光代氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第7号は、大地洋夫氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第8号は、佐藤恒雄氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第9号は、山崎桃子氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第10号は、吉野伸好氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第11号は、吉野晴久氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては、各議案に添付いたしました別紙のとおりでございます。

任期につきましては、平成31年4月1日から3年間でございます。ご同意いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第16、議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成31年3月31日をもちまして任期満了となります固定資産評価審査委員会委員、白鳥武久氏にかわりまして、新たに岩瀬義博氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、平成31年4月1日から3年間でございます。

同氏の略歴につきましては、資料として添付してございますので、ご同意くださいますようお願いをいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第17、議案第13号 御宿町立御宿小学校空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

金井教育課長より議案の説明を求めます。

金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、議案第13号 御宿町立御宿小学校空調設備設置工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、御宿町立御宿小学校空調設備設置工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

入札契約事務につきましては、指名競争入札の方式により平成31年3月1日に入札を執行し、株式会社チバ設備事務所が落札、同日仮契約を締結しております。

契約の金額は4,327万7,200円で、うち消費税は318万7,200円です。

契約の相手方は、千葉県茂原市六ツ野785番地、株式会社チバ設備事務所、代表取締役、小柴輝美でございます。

工期は、議会の議決をいただいた日の翌日から2019年12月26日までとしております。よろしくご説明いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

御宿小学校の空調設備設置工事請負契約の締結ということですが、ただいま説明がありました。入札事務について、詳細、何者指名したのか、何者応諾したのか、それから、この金額というのは、何%というか、あるかと思っておりますので、それらについて、まず承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、入札契約事務についてご説明いたします。

指名をさせていただいた業者は10社になります。そのうち、入札に参加した業者は3社です。

設計金額5,378万4,000円に対する入札金額は、落札率として80%となっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

次に、この工事ですが、設計監理はどうなっていくのかと。それから、今般のこの設備ですけども、空調機器だと思いますが、それはどのようなメーカーになるのかと。それから、1単価あたりはいかほどになっているのかと、1教室と申しませうか、それらについて

承りたいと思います。

それからもう一つ、今般の議案には、工期は2019年12月26日までというふうに書かれておりますが、具体的には、これまでも学校の、例えば長期休暇ですね、夏休みとか、そういう時期に工事が行われたというふうにするわけでありまして、そういうことも含めまして、それらについて教育委員会としてどのように考えておられるのかということについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） はじめに、この工事に関する設計監理につきましては、1月21日に設計業者と契約をしております、監理事業者は榎本建築設計事務所になります。

設備のメーカーにつきましては、現時点ではまだ本契約に至っておりませんので、業者との詳細な打ち合わせをしておりますが、設計の中では、国内メーカーという指定のみをさせていただいております、あとは各教室の馬力等によるんですが、1つの学校で統一のメーカーを使いますが、今の時点でどちらのメーカーが採用されるかは決まっております。

エアコンを設置する教室数でございますが、全部で19室を予定しております、普通教室が17室、音楽室、ランチルームになります。音楽室とランチルームの大きさがちょっと違いますので微妙に変わるかとは思いますが、19室というふうを考えますと1部屋あたり約228万円程度ということで予定をしております。

工事の日程につきましては、契約としては12月26日までとしておりますが、できるだけ早い設置をお願いしております、業者の話では、やはり発注をして、エアコン本体がいつ入るかが鍵になるということで、現在ではまだ日程は詳細には決められないということなんですが、今おおよその工事計画を作成していただいております、本日ご同意いただければ、来週には、設計事務所と工事会社と打ち合わせに入りたいと思っております。

工事につきましては、本来であれば、夏休みなどの長期休暇を利用して子どもたちの学習環境に配慮して工事をするというのが大前提でございますが、工事が混み合っているということもありまして、できるだけ早い設置を目指しますので、一部、平日に作業しなければならないことも出てくるかと思いますが、それにつきましては、学校や関係者と連絡を密にしまして、できるだけ授業等へ影響がないように、かつできるだけ早く設置できるように進めたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第18、議案第14号 御宿町立御宿中学校空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

金井教育課長より議案の説明を求めます。

金井教育課長。

○教育課長(金井亜紀子君) それでは、議案第14号 御宿町立御宿中学校空調設備設置工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、御宿町立御宿中学校空調設備設置工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

入札契約事務につきましては、指名競争入札によりまして平成31年3月1日に入札を執行し、片岡工業株式会社が落札、同日仮契約を締結しております。

契約の金額は6,436万8,000円で、うち消費税は476万8,000円です。

契約の相手方は、千葉県長生郡一宮町一宮3178番地、片岡工業株式会社、代表取締役、片岡輝雄でございます。

工期は、議会の議決をいただいた日の翌日から2019年10月26日までとしております。

指名業者につきましては、10社指名いたしまして、参加業者は3社でございました。

設計金額に対する落札率は94.3%でございます。

設計監理業務につきましては、御宿小学校と同様に、榎本建築設計事務所が行います。

工事の内容ですが、エアコンの設置教室数は12教室、内訳といたしましては、普通教室が3室、特別教室が8室、多目的ルーム1つでございます。

1部屋当たりの金額になりますが、御宿中学校に関しましては、天井や壁等の建築工事が大きく占めておりまして、1部屋当たりの平均が、多目的ルームもちょっと普通の教室と比べると形が違いますので、かなり差があるんですけども、平均いたしますと1部屋当たりが536万400円という金額になります。

工期等につきましても御宿小学校と同様に、授業等への影響が最小限となるよう調整をしながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

小学校と同様に、詳細な今説明をいただいたわけでありますが、改めて確認させていただきますが、中学校につきましては、12教室と申しましょうか、普通が3、特別が8、多目的が1という説明でありましたか。工事内容は、これまで行われました普通教室と同様な内容だということ、わかりました。

多目的教室というのは、ちなみにどこの場所なんでしょうか。それは、どのような形で、広いかなどという感じがするんですけども、ちょっと具体的にどの場所なのか、どういう工事内容になるのかについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 多目的ルームの位置でございますが、体育館の脇にありまして、職員室の前の部屋になります。普通の教室よりも天井の高さも部屋の大きさも広くて、例えば学年集会であったりとか、野沢温泉中との茶話会をやったりというような多目的に使える大きな部屋になってございます。

天井が非常に高くなっておりますので、上が2階と続いておりまして、密封されておられないので、そこをまず建築工事として、今、4面のうちの2面に窓ガラスがありますので、残りの廊下側の内側のほうも同様に窓ガラスで同じように密封できるようにします。ただ、天井がちょっと高いので、天井にファンですね、それを8台設置して、空気を循環させるような工事をあわせて行う予定でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

場所はわかりました。それから、工事の内容がわかりました。

大変天井が高い、海と山の子交流のときも、そうですね、たしか来ていただいたときの歓迎式ですか、あのときに使った部屋かなというふうに理解をいたしました。

それで、今回エアコンなんですけど、あそこの部屋は非常に残響と申しましょうか、非常に大きくて、なかなか、いろんな行事によく参加させていただいているんですけど、声が聞き取れないような状況があるかと思えますけれども、そういう面では、その材質ですよ、それについて、せっかくの機会ですので、その辺についてどうなるのか。

それともう一点は、これまで行われた普通教室、秋ごろに委員会の視察で見せていただきました。夏は大変学習環境が非常によいというお話も承ったわけでありましてけれども、冬は初めてだったと思うんですね。具体的に、今年も大変寒い時期もあったわけでありましてけれども、雪のちらつきもあったように思います。そういう冬場について、このエアコンはどのようにと申しましょうか、子どもたちの学習環境、冬場どのようになっていたのかについて、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） まず、多目的ルームの音の響きにつきましては、今まで、やはり上が開いていて廊下とつながっていたりということもございまして、反響して聞き取りにくいというところがあったので、今回、窓ガラスをつけて囲いをつくれますので多少は大丈夫じゃないかと設計者からは言われているんですけども、天井は変えませんので、そのまま使用する形になりますので、材質という部分ではちょっと、まずは閉じてみてということになるんですけども、現時点ではちょっとそういう形での設計になっております。

あと冬の教室でのエアコン等の利用でございますが、冬場につきましては、まず今年度はエアコンを使ってみてということなんですけど、学校のほうでマニュアルというか基準を作成していただきまして、夏場、冬場の気温を測定して、それに合わせて利用するという決めで決まっております。

ただ、実際には、その都度都度でいろいろございまして、運用しながらということになりますけど、状況を見ながら、まだストーブも一応準備はしておりますので、そういう状況によっては併用が必要になってくるのか、今年度、とにかく試行ということで、エアコンでやっていただいております、電気代とか、いろんな部分を、実績を確認した上で、ストーブ等の併用

が必要なのか、エアコンだけで十分暖がとれるのかというのを今試行している状況でございます。

実際に、教室に限っては大分暖かいということで、以前はウインドブレーカーとかを着なければ寒いときもあったということですが、普通教室に関しては、その辺は解消されているふう聞いております。特別教室には、現在、普通教室で使っていたストーブを動かして使っておりますので、以前よりも暖はとれているというふうに伺っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。15分から開始いたしますので、よろしくをお願いします。

（午前11時03分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第19、議案第15号 財産の交換についての議決事項の一部変更についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第15号 財産の交換についての議決事項の一部変更についてご説明いたします。

本案は、新町地先町道0202号線道路改良工事に伴う財産の交換に関する案件です。この件については、平成30年第2回定例会にて承認をいただきましたが、その後、交換の相手方から面積変更の申し入れがあり、再度協議を進め、合意に至ったことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

それでは、土地の位置についてご説明いたしますので、2枚目の図面をご覧ください。

交換する土地につきましては、道路用地として国道128号に接する青色の土地が必要であるため、隣接地である黄色の町有地との交換を行うものです。

今回変更となる部分は、町道0202号線と国道128号との隅切り部分であり、変更前は青色と赤色を合わせた68.06平方メートルでしたが、変更後は青色の63.31平方メートルとなります。

それでは、議案の内容についてご説明いたしますので、1枚目の議案をご覧ください。

町が交換に供する財産は変更前に同じです。

交換により町が取得する財産について、種類と所在地は変更前に同じです。地積は、変更前が68.06平方メートル、変更後が63.31平方メートルです。価格は、変更前が175万5,948円、変更後が163万3,398円です。

交換理由は変更前に同じです。

交換の相手方は変更前に同じです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第20、議案第16号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

殿岡産業観光課長より議案の説明を求めます。

殿岡産業観光課長。

○産業観光課長(殿岡 豊君) それでは、議案第16号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、御宿町観光案内所の管理運営業務について指定管理者の指定を行うものです。

指定管理者の選定につきましては、観光案内所の管理業務を一般社団法人御宿町観光協会が平成22年の開設当初から指定管理者として携わっており、施設運営のノウハウや情報発信など、効果的な運営が期待できることから、非公募方式により一般社団法人御宿町観光協会を選定いたしました。

指定につきましては、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、去る2月5日に指定管理者選定委員会を開催し、管理能力等の審査の結果、評価基準を満たしておりましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

指定管理を行わせようとする公の施設の名称は、御宿町観光案内所、内訳といたしましては、御宿駅前観光案内所及び月の沙漠複合インフォメーションとなります。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人御宿町観光協会。

指定の期間は、2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第21、議案第17号 御宿町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

殿岡産業観光課長より議案の説明を求めます。

殿岡産業観光課長。

○産業観光課長(殿岡 豊君) 議案第17号 御宿町森林環境譲与税基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度、国の税制改正の大綱において森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決まり、平成31年度、いわゆる2019年度から譲与が開始されることを受け、その財源を効果的に活用するため基金条例の制定を行うものです。

税の仕組みといたしましては、個人住民税均等割の納税者から、1人年額1,000円を上乗せして徴収することとなり、課税は5年後の2024年度から行われます。

なお、譲与税につきましては、森林現場の課題に早期に対応する観点から、課税に先行して、次年度より交付されます。

課税が実施された場合の譲与税総額では、600億円程度が見込まれており、先行して交付される期間については、国の交付税特別会計からの借り入れにより、初年度200億円で、段階的に引き上げられることとなります。配分につきましては、私有林面積や人口をベースに算出され、来年度における御宿町への譲与額は90万円程度が見込まれております。用途については、森林整備や木材利用の促進、普及啓発等に限定されます。

それでは、条例の具体的な内容についてご説明申し上げますので、お手元の議案をご覧ください。

さい。

第1条は、基金の設置目的及び用途について規定しております。第2条は、基金として積み立てる財源は森林環境譲与税とし、一般会計歳入歳出予算で定める旨の規定、第3条は基金の管理方法、第4条は基金の運用で生じる収益の処理について規定しております。第5条は基金の処分であり、目的基金としての規定、第6条は委任条項について定めております。

附則といたしまして、施行日を平成31年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

御宿町森林環境譲与税基金条例の制定についてという議題であります。今、課長から説明を受けたわけでありまして、課税者1人1,000円が原資になるということで、日本全国だと600億円と今おっしゃいましたか。今年度については交付税特別措置という中で200億円、御宿町は、新年度においては90万円を予定しているという説明だったかと思えます。

この設置なんです、1条を含めてなんですけれども、いわゆる基金の名前に森林という文言がついているわけでありまして、この森林というのはどういうものを指すのか。例えば国有林でありますとか県有林でありますとか、そういうものは一般的に指すというふうにするわけでありまして、民有地についても、例えば杉が5本とか10本だとか、さまざまな状況があると思うんですね。そういうこともありますので、ここはどのような規定になっているのか、逆に言うと、どういうふうに使えるのかということも含めまして、この基金の目的とその運用についてどのように考えているのかについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、まず森林の中身でございますが、基本的には、国有林等を除く私有林、人工林面積を対象に算出されますので、ベースといたしましては、いわゆる一般的に緑地帯、里山の保全といった総体的なものとしてご理解いただければと考えております。

また、用途につきましては、単純に林道の舗装を直すとか、そういったものではなくて、広く木の植栽であるとか間伐であるとか、里山保全全般ということで、単なる道路整備等については用途が限定されております。そうしたことから、理想的な用途といたしましては、地域の里山保全活動に対する経費であるとか、また豊かな緑、里山を保全していくために必要なソフ

ト経費みたいなものが主として理想的な使途ということで、今の段階では情報が出ておるところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

おおよそわかりましたが、例えば今の説明の中で、それをここに、人材育成、担い手の確保とありますよね。これ基金を設置して、この基金の運用ということでございますので、これを取り崩して運用するのか、それとも運用益で運用するのか、それを設置して、いつごろからこれが運用できるのか。林業者とか、御宿町は多分いらっしゃらないんじゃないかと思うんですが、そういう部分はどういうふうにしていくのか、この1条のところですよ。啓発の部分は行政として行えばいいというふうに思うんですけども、その辺の具体的なスケジュールはどのようにしているのかについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） ただいまのご質問でございますが、今、石井議員さんご指摘のとおり、御宿町には林業という産業が、今現在、産業としての成り立っていないような状況です。こうしたことから、なかなか基金の目的であります担い手の育成という部分については、譲与税の使途として担い手の育成に要する費用については定められておりますが、具体的に御宿町で執行する場合に、なかなか担い手の育成という観点での執行は難しいと考えております。こうしたことから、基本的には、御宿町における使途で申し上げますと、里山保全といったような使途が基本的には大部分になってくるのかなということで想定をしているところでございます。

また、基金の運用方法でございますが、ただいま石井議員さんおっしゃられたように、果実運用型という形ではなくて、基本的には、譲与税の原資を取り崩して事業費に充てるというような形ですので、非常に額が大きく、今後ずっと累積をしていくというよりは、できるだけ速やかに、課題があった場合には順次取り崩して政策のほうに充てて、運用を図ってまいりたいと考えております。

冒頭、説明で申し上げましたように、課税が始まるのが5年後でございますが、先行して交付税特別会計からの借り入れにより200億円程度が税の原資として全国に配分されます。御宿町においては当初90万円程度、段階的に引き上げになりますので、これから5年間は、最初の3年間は90万円程度で、徐々に上がりまして2022年、平成の年次で申し上げますと、これから3年後になります、3年後で申し上げますと大体130万円程度で、段階的にずっと引き上げ

りまして、交付税特別会計の借り入れの返済が終わった約10年後ぐらいの段階においては約300万円程度の譲与税が今後交付されるのではないかというふうな今の段階では試算として上がっております。

年間90万円ですから、どれだけのことができるかはわかりませんが、初年度においては90万円程度を見込まれており、その政策の内容によっては2年間ほど積み立てて、例えば200万円ほどになった段階で取り崩すのか、この辺の用途については、今後、内部協議はもちろん、産業建設委員会等とも協議をしながら効果的な活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第22、議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

国におきましては、長時間労働の是正のための措置として平成30年7月に公布されました働

き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律によりまして、時間外労働の上限規制等が導入され、平成31年4月から施行されることとなりました。

国家公務員におきましても国家公務員人事管理に関する報告が昨年8月に人事院から出され、時間外勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じることとされ、本年2月1日付で人事院規則の改正があったところでございます。

人事院規則の改正の内容につきましては、時間外勤務命令を行うことができる上限を1カ月について45時間、かつ1年について360時間とし、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては1カ月について100時間、かつ1年について720時間と設定をしております。

また、ただし書きといたしまして、大規模な災害への対応や重要な業務など、公務の運営上真にやむを得ない場合にはこの上限を超えることができることとしておりますが、上限の時間を超える場合には最小限度にとどめること、職員の健康確保に最大限配慮すること、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うことをあわせて規定しております。

これらの以上の内容を踏まえまして、町につきましても国家公務員との均衡を図るため、時間外勤務命令を行うことができる条件を定めるための条例改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第8条では、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定であり、第1項につきましては、法律や県条例の規定を踏まえ、改めるものでございます。

第3項につきましては、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定めるという規定を追加し、時間外勤務に係る必要事項の規定について、規則に委任をするものでございます。

規則のほうでは、先ほどご説明をさせていただきました人事院規則に沿って、時間外勤務命令を行うことができる上限を規定する予定でございます。

附則といたしまして、平成31年4月1日から施行することとするものです。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第23、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡産業観光課長より議案の説明を求めます。

殿岡産業観光課長。

○産業観光課長(殿岡 豊君) それでは、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本改正につきましては、月の沙漠記念館長の報酬額について改正するものであり、議会においてもご指摘、ご提言をいただいていたところでございます。

月の沙漠記念館長においては、施設の管理運営はもとより、入館や使用の許可に至るまで重責を担っており、責任の度合いや勤務の実態を踏まえるととともに、他とのバランスを考慮し、報酬額を見直すものです。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、本議案の2枚目をご覧ください。

表右側が改正前、左側が改正後になります。

別表、月の沙漠記念館長の項、報酬の額の欄中、6,000円を7,500円に改めるものです。

なお、附則といたしまして、施行日を平成31年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番(石井芳清君) 10番、石井です。

月の沙漠記念館長の報酬の改定ということだろうと思いますが、この館長であります、ただいま提案説明でさまざまな任を担っていただいていると、それは大変重いというようなお話であったかと思いますが、この館長という職責には、何か免許とかそういうものがあるんでしょうか。それについて承ります。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 館長という職責の中で具体的にこういう免許を有する者というきっちりとした具体的な規定はございませんが、ただ、月の沙漠記念館の設置の目的、または内容等から、当然求められるものとしたしましては、文化芸術等の学識経験の深い方が望ましいものと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。了解いたしました。

この改定は妥当なものだろうというふうに考えるわけではありますが、この記念館の運営ですが、この間も例えば企画でありますとか、それから各種ポスターだとかチラシですね。こうしたものの過去を見ますと、館長そのものが実際作業していただいているという例はあるというふうに伺っております。今お伺いしますと、そういう免許事務等を含めまして、そういうものは特段必要ではないということであろうというふうに思いますし、本来、今のこの館長の任の中では、そういうものは本来であれば外部できちんと委託をすとか含めまして、さまざまな人の力もかりながら運営をしていくということが今後必要になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

それからもう一点であります、この記念館でありますけれども、この間の運用を見ますと、例えば町の企画展等があろうかと思えます。そういうものも一部、個人の負担と申しましょうか、そういうもので行われているやにも伺っております。今後、今回は館長の報酬の改定でありますけれども、それに伴ってさまざま、そういうものについても今後きちんと、いわゆる一言で言えば文化費に近いだろうなと思えますけれども、観光という側面の中での事務ということではあろうかと思えますけれども、そういう部分で、そういうものをやっぱりきちんと町として位置づけていくと。特に、記念館というのは、そういうものを運用するところだと理解をしておりますので、それ私は大変大事だろうなというふうに思うんですが、今後の運用について町としてどのように考えているのかについて承りたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） まず最初に、ポスター等の取り扱いでございますが、ただい

ま石井議員さんご指摘がございましたように、現在の運用、業務の実態で申し上げますと、月の沙漠記念館の運営委員会の運営委員の方等に非常に依存している部分が多々ございます。

そうしたことから、記念館の運営委員の方につきましては、過去のご職業上のご経験であるとか、たまたま今委員でご就任していただいている方については、そういった技術をお持ちの方がいらっしゃいますのでやっていただいているんですが、町として今後安定的にそういった業務をしっかりと行っていくという観点においては、まだまだ不安定な要素として課題が残ります。ただいまご指摘いただいたように、しっかりとした形での委託の体制を整えるとか、そうしたことが今後課題になってまいりますので、今後の運営については、その辺の課題にしっかりと着目をしながら、ひとつひとつ改善をしてまいりたいと考えております。

また、企画展示等の、いわゆる費用等に関するご指摘でございますが、例えば作品については可能な限り予算の削減と申しますか、できる限り経費をかけず、より充実した内容でという取り組みの中から、無償での借り入れですとか、そうした部分では無理が生じてきている部分も中にはあると思います。

ただ、こういうところで長く安定的に、また、せっかくいいものを効果的に展示して、多くの方に価値あるものとしてご覧いただく環境を整えるという面においては、必要経費についてはしっかりと適性に運営を図っていくことが、ただいまご指摘いただいたように必要と考えます。こうしたことに今後しっかりと留意しながら、適切な運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第24、議案第20号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第20号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は制定から10年が経過しております。制定当時は電算機器や備品、車両について賃貸借を行い保守することを想定しておりましたが、この間に電算機器や通信機器についての技術が進歩いたしまして、自庁でシステムを保有しない利用形態や買い取りなど、賃貸借しない形でシステムや備品を保有する事例が出てまいりました。

役場事務を支える電算システムの利用契約や保守契約等については、長期継続契約を締結することで切れ目なく安定的にシステムを運用できるだけでなく、毎年の契約事務を軽減するメリットもあることから条例を改正し、継続的に利用する必要があるシステムの利用契約や物品等の保守契約等について長期継続契約の締結を可能にするものでございます。

具体的な内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

第1条は、条例の根拠とする法令を整理するための改正でございます。長期継続契約は、地方自治法第234条3の規定を根拠としておりますが、条例に定める必要がある長期継続契約は、地方自治法第234条3の委任を受けた地方自治法施行令167条の17に基づくものでございますので、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び」を削りまして、直接根拠の地方自治法施行令第167条の17のみとするものです。

第2条は、多様化した契約形態に対応するよう改正するものです。これまで、第1号で事務機器及びソフトウェアの賃貸借契約、第2号にはそれに付随する保守管理契約と規定しておりましたが、これを第1号では事務機器を、第2号ではソフトウェアについて、それぞれ賃貸借契約または保守管理契約と規定することで、買い取り物品など、賃貸借契約に付随しない場合でも長期継続契約の締結を可能にするものです。第3号、第4号についても同様に、物品と車両、おのおの各号で長期継続契約ができるよう改正するものです。第5号は、庁舎その他町の施設の維持管理のほか、運営に関する業務委託契約を加えることで庁舎の夜間警備委託や認定

こども園のバスの運行委託など、これを長期継続契約の対象とするものです。第6号は、システムのクラウド化やアプリケーション提供サービスなどによる業務システムやソフトウェアの利用が増えてきたため、それらの契約について長期継続契約を対象とするものです。例えば、ホームページの音声読み上げソフトの利用契約や県セキュリティクラウドシステムの利用契約、町の業務システムである財務会計システムなどを想定しております。

最後に、附則でございますが、附則第1号は条例の施行日を規定したものでございます。

附則第2条の経過措置でございますが、条例施行前に有効な長期継続契約について、従前の例によって契約を継続するために規定をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、午後1時半まで休憩といたします。

（午前11時47分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時31分）

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第25、議案第21号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第21号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本改正案は、事業所等の家庭的保育事業等への参入を促すことを目的に、厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が緩和されたことに伴い提案するものです。

家庭的保育事業等とは、市町村または民間事業者等が保育者の居宅等で行う小規模な保育事業となりますが、現在、御宿町内や近隣市町村には事業者がいない事業となります。

それでは、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第5条第5項及び次ページ、第6条第2号の改正は、第6条に第2項を加えるため所要の改正を行うものです。

第6条第2項及び第3項は、家庭的保育事業を行う代替保育の連携に関する基準を緩和するため追加するものです。

改正部分、第2項の3行目にございます前項第2号では、家庭的保育事業者等は保育している乳幼児等に代替保育の必要が生じた際に対応するため、法に定められた幼稚園、保育所及び認定こども園との連携を確保しなければならないと定めておりますが、本第2項の追加により、家庭的保育事業者等が代替保育に関して、幼稚園、保育所、認定こども園との連携確保が著しく困難な場合は、連携協力を行う者との間に役割分担、責任の所在が明確化されており、かつ連携協力を行う者の本来の事業に支障が生じないようにする措置が講じられているときは、前項第2項の規定を適用しないこととするものです。第3項は、家庭的事業を行う者が代替保育の連携をする場合に確保しなければならない事項について定めています。

3ページに移ります。

第16条第2項第4号の改正は、家庭的保育事業者等への食事提供者として定められている保育所や認定こども園等の連携施設や社会福祉施設、医療機関、学校給食共同調理場などに、第4号として保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者で一定の要件を満たしている者として町長が適当と認める者を加えるものです。

第45条の改正は、第6条に第2項、第3項を加えたことから、引用条文について改めるものです。

附則第2条第2項の追加は、経過措置期間の延長等について定めるものです。

第3条は、本文中の第6条に第2項、第3項を加えたことから、引用条文を改めるものです。
最後に、条例の公布を施行日からしております。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第26、議案第22号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第22号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本改正案は、学校教育法の一部改正により、厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の放課後児童支援員の資格要件が改められたことに伴い提案するものです。

主な改正内容は、学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな教育機関として専門職大学の制度が設けられたことに対応するものでございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第10条は、放課後児童支援員の職員要件を定める条ですが、第3項第3号は、ほかの法令等

との整合性を図るため字句を改正するものです。

第5号は、同じく他の法令等との整合性を図る字句の改正を行うとともに、専門職大学の前期課程修了者は短期大学を卒業した者と同等の学位が得られることとされていることから、「当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期修了者を含む」の文言を加えるものです。

第6号及び第7号は、他の法令等との整合性を図るため字句を改正するものです。

附則は施行日を定めるもので、平成31年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第27、議案第23号 御宿町児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第23号 御宿町児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本改正案は、御宿町立岩和田児童館について、平成31年3月31日をもって閉館といたく提案

するものです。

岩和田児童館につきましては、昭和46年に開館し、多くの児童に利用されてまいりましたが、近年では利用者が減少しており、また、老朽化などから施設の安全な維持管理も困難となってきたことから、教育民生委員会等でもご協議をいただき、現在、平成31年3月31日をもって休館とする旨を周知しているところでございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第2条表中にある「御宿町立岩和田児童館」及び「御宿町岩和田788番地」の文言を削る改正でございます。

第4条は、岩和田児童館の休館日に関する規定を削り、第1号を御宿町児童館の休館日である毎週月曜日と改めるものです。

附則は施行日を定めるもので、平成31年4月1日から施行としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第28、議案第24号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第24号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本改正案は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部改正により、児童扶養手当法施行規則等が改正されたことに伴い提案するものです。

主な改正内容は、ひとり親家庭医療費等の受給資格者に配偶者の暴力行為から保護される者について加えるものです。

それでは、新旧対照表に沿って説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項は、本条例における医療費の助成対象者を規定するものですが、これまでオ及びカとされていたものをカ及びキとし、オに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者」を加えるものです。また、キについては、第1号中のアからカまでに準じる者であることを明確にするため改めるものです。

第4条は、所得制限等、本条例に定める条例の支給制限を規定するものですが、児童扶養手当法施行規則の一部改正に合わせ、本条例の規定について改正するものです。改正内容は、本助成についての所得確認は6月までに申請する場合、前々年中の所得を確認することとしておりましたが、施行規則の改正に合わせ、9月までの申請について前々年中の所得を確認することとするものです。

附則は本条例の施行日を定めるもので、公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第29、議案第25号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長(埋田禎久君) 議案第25号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、学校教育法の一部改正により、水道法施行令に定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められたため、当該省令を引用する御宿町給水条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によって説明させていただきますので、議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

1 ページの第13条の3につきましては、布設工事監督者の資格について定めたものですが、第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号中、字句の整理として「による」を「に基づく」に改めるものです。また、第3号中の字句の整理以外の改正は、布設工事監督者の資格要件について、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うこととするものです。

専門職大学とは、学校教育法改正で設置が認められた職業教育に特化した大学で、平成31年度から設置となるものです。4年一貫性のほか、前期課程と後期課程に区分することも可能となっています。

2 ページに移りまして、第8号中の改正は、試験科目が統合されたことにより、「又は水道環境」を削るものです。

次に、第13条の4につきましては、水道技術管理者の資格について定めたものですが、第2号、第4号中の改正は、水道技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うこととするものです。

3 ページに移り、附則といたしまして、この条例の施行期日を平成31年4月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第30、議案第26号 御宿町地域防災計画の修正についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第26号 御宿町地域防災計画の修正についてご説明をさせていただきます。

本議案の説明につきましては、議案に添付をさせていただきました議案第26号説明資料、御宿町地域防災計画の修正概要により説明をさせていただきたいと思っております。

現行の町地域防災計画は、平成23年3月に発生をいたしました東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年3月に大幅な見直しを行い、その後、平成27年度に軽微な修正を経て今日に至っております。

今回の修正案では、主に熊本地震や各地で発生した災害の教訓を踏まえるとともに、国・県の防災関連法令等の改正等を計画に反映をするものです。修正作業にあたりましては、庁内関係課との協議をはじめ、防災会議の方々に意見照会を行い、そのご意見を踏まえた修正案とな

っております。パブリックコメントにつきましては、避難所の周知についてなど、計画に係るご意見は4件でありました。また、町防災会議を2回開催し、本案についてご了解をいただくとともに、総務委員会協議会、議員協議会において、本修正案についてご説明をさせていただいたところでございます。

それでは、お手元に配付をさせていただきました資料、御宿町地域防災計画の修正概要に沿ってご説明をさせていただきます。まず、1ページをご覧くださいと思います。

町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、御宿町防災会議が作成する計画でございます。この計画では、町域に係る災害対策を実施する際に、町と防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、予防対策や応急・復旧等について実施すべき対応等を定めるものでございます。

計画の位置づけにつきましては、中段の図表のとおりでございます。

2ページをご覧くださいと思います。

2、御宿町地域防災計画の体系についてですが、本計画は、千葉県地域防災計画の構成を踏まえ、災害の種類ごとに計画を作成しております。

第1編、総則では、計画全般にわたる理念・基本方針を示しております。

第2編、地震・津波編では、地震や津波に対する災害予防、応急復旧対策としてまとめたものでございます。

次の第3編、風水害等編では、集中豪や台風、竜巻などに起因する風水害等の応急対策などをまとめたものでございます。

第4編、大規模事故等編では、大規模火災など、各種大規模事故災害への対応。

最後に、上記各計画に関連する資料を資料編として取りまとめたものでございます。

3ページをご覧くださいと思います。

修正の背景についてですが、町では、東日本大震災を教訓に御宿町地域防災計画を修正し、以降、ハザードマップを作成するなど、災害対策を推進しているところでございます。

東日本大震災以降もこれまで想定していた規模を上回る災害が頻発している状況の中で、災害対策基本法並びに各種法令の改正や防災基本計画の修正等を行っているほか、県においても平成29年度に千葉県地域防災計画の見直しが行われたところでございます。

このため、町におきましても災害対策基本法をはじめとする各種法令の改正並びに防災基本計画及び千葉県地域防災計画等と整合を図るため計画の修正を行うものでございます。

今回の見直しのポイントですが、(1)として、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模

広域災害に備えた防災力の強化、（２）として、人命の保護を最優先とした避難対策の強化、（３）避難から生活再建までの被災者の支援体制の充実、（４）熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化など、６つの項目となっております。

４ページをご覧いただきたいと思います。

初めに、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災力の強化では、９項目について修正を加えております。主な改正内容をご説明いたします。

①平成26年・平成27年に行われました千葉県地震被害想定調査の反映等についてですが、千葉県に被害を及ぼすことが考えられる東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震に加え、新たに千葉県北西部直下地震を追加いたしました。また、当町に被害が最も大きくなる東京湾北部地震を想定地震とし、現行計画の中では、千葉県全体の被害想定を掲載しておりましたが、修正案では、当町の被害想定に絞って掲載をするように見直しを行っております。また、津波につきましては、県が調査をいたしました房総半島東方沖日本海溝沿い地震を想定津波とし、現行の計画に房総半島東方沖日本海溝沿い地震による津波想定及び被害想定を追加いたしました。

次に、②といたしまして、津波避難対策の強化についてですが、津波注意報等発生時には、避難勧告ではなく、基本的には避難指示（緊急）のみを発令することにより、津波からの迅速な避難の徹底を図るとともに配備態勢を強化するよう修正をいたしました。

次の③大規模災害時における応援受入体制の整備につきましては、大規模災害時のプッシュ型による供給を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について県との間で情報の共有を図るほか、外部からの救援部隊の受け入れ手順や役割分担を明確化し、物資の調達や物流に係る受援体制の整備を図るため受援計画の策定に努めるよう明記をいたしました。

次に、④の災害医療救護体制の整備については、災害時における災害医療本部の設置、災害医療コーディネーターの配置など、県災害医療救護体制を明記するとともに、町救護本部の設置、県の災害医療本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等との緊密な連携について明記をいたしました。

５ページをご覧いただきたいと思います。

⑤ですが、道路啓開体制の整備については、道路啓開を迅速に行うため、事業者との連携等の体制を整備するとともに、道路管理者に認められていた放置車両の撤去措置等を漁港管理者にも規定をしておるものでございます。

次に⑦といたしまして、災害廃棄物処理計画策定の促進では、千葉県市町村震災廃棄物処理

計画策定指針に基づき、町において災害廃棄物処理計画を策定すること。

⑧といたしまして、帰宅困難者対策の充実では、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努めることを明記いたしました。

次に、⑨といたしまして、南海トラフ地震防災対策推進計画の追加につきましては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地域防災計画に定めるべき事項を南海トラフ地震防災対策推進計画として、第2編第5章に追加をしております。

続きまして6ページをごらんください。

2つ目の修正項目といたしまして、人命の保護を最優先とした避難対策の強化について、6項目にわたり修正をしております。修正の主な内容についてご説明いたします。

①避難行動要支援者の避難支援対策の強化ですが、自ら避難することが困難で支援が必要な避難行動要支援者について名簿を作成し、これを活用した避難支援を行うことについて、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、改めて記載内容を整理いたしました。また、具体的な避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の策定に努めることを明記いたしました。

②といたしまして、指定緊急避難場所・指定避難所の指定についてですが、緊急の避難場所である指定緊急避難場所と一定期間滞在して避難生活を送る指定避難所とを区別して指定し、県へ報告することや指定緊急避難場所は災害の種類ごとに安全が確保できる場所を指定すること、また住民への周知を図ることなどについて明記いたしました。

次に、④ですが、避難勧告等発令基準の策定、国・県等への助言の求めでは、国の避難勧告等に関するガイドラインに基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）についての判断基準を整備することや発令の際には气象台や県に対して災害に関する情報等に関する必要な助言を求めることができることなど、避難の勧告または指示にあたっての留意事項等を整理いたしました。

次に、⑤適切な避難行動を促す情報伝達についてですが、避難勧告等の名称につきまして、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更をいたしました。また、避難時の周囲の状況に応じて近隣の安全な場所への移動や屋内安全確保など、適切な避難行動を住民がとれるよう周知に努めることを明記いたしました。

7ページをご覧いただきたいと思います。

避難勧告等の発令にあたっては、必要な地域を絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定することを明記いたしました。

⑥といたしまして、安否情報の提供ですが、被災者の安否について照会があったときに、被災者の個人情報の管理を徹底した上で情報を提供できる体制の整備に努めることについて明記をいたしました。

続きまして、3つ目の修正内容といたしまして、避難から生活再建までの被災者の支援体制の充実についてでございます。7項目について修正を行っております。主な修正内容についてご説明いたします。

①要配慮者のための避難施設の整備充実につきましては、要配慮者が避難生活を送るため避難施設等への物資の配備や環境づくりに努めることを明記いたしました。

次に、③罹災証明書交付体制の確立については、被災者に遅滞なく罹災証明書を交付できるよう必要な体制を整備することについて記載を拡充しております。具体的には、住宅等の被害認定調査担当の育成や県や他自治体からの人的支援を受けて実施することなど、体制の整備について明記をいたしました。

④被災者台帳の作成につきましては、被災者への公平で効率的な支援の実施のため被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に努めることを明記いたしました。

8ページをご覧いただきたいと思います。

⑥災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等についてですが、町社会福祉協議会と協力して、平常時からボランティア意識の啓発を図るとともに、発災時に迅速に受け入れることができるよう災害ボランティアセンターの開設、受け入れ、調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備していくことなどを明記いたしました。

次に、⑦ボランティアとの連携につきましては、県、広域、町災害ボランティアセンターが連携してボランティアの受け入れを行うことなど、記載を拡充しております。具体的には、県ボランティアセンター、町ボランティアセンター及び複数の市町村でボランティアセンターが設置できない場合に県が設置する広域災害ボランティアセンターの連携や役割について記載をいたしました。

9ページをご覧いただきたいと思います。

4つ目の修正項目といたしまして、熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化について、4項目の修正を行っております。

①避難所運営等の改善につきましては、在宅避難者ややむを得ない理由により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報提供等、必要な支援の実施に努めること、また、特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため健康相談や保健指導を実施することを明記いたしました。また、避難所等においては、被災者の健康状態の把握、衛生状態の保持などにより健康管理を推進することを明記いたしました。

②といたしまして、避難所運営組織の設置についてですが、本来の施設管理者の監督のもとで自主防災組織やボランティア組織と協力をして、避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県の災害時における避難所運営の手引及び御宿町避難所運営マニュアル等に基づき、避難所運営組織を設置し、避難所の管理運営を行うこと等について記載を拡充いたしました。

③の行政機能喪失対策についてですが、災害により町が実施する事務の全部または大部分を行うことができなくなったときにおける国及び県による応急措置の代行について明記をいたしました。

次に、④備蓄・物流対策の強化についてですが、家庭等で食料・飲料水の備蓄目標量を3日以上から最低3日、推奨1週間に増加させることにより、備蓄意識の高揚を図るよう変更をいたしました。また、民間物流事業者の管理する物流倉庫の検討も含めた物資集積拠点の確保及びNPO、住民団体等、多様な輸送主体との連携により物流体制の構築をすることについて記載を拡充いたしました。

10ページをご覧いただきたいと思います。

5つ目の修正項目といたしまして、防災関係法令等の改正、防災基本計画等の修正の反映についてでございます。6項目にわたり修正をしております。

土砂災害、水害対策の強化では、土砂災害警戒区域における警戒準備体制に関する事項についての記載を拡充し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難勧告等の情報伝達の方法を含め、町防災計画に定めることなどを明記するとともに、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に対する避難訓練等を実施することを明記いたしました。そのほか、高潮に関してですが、高潮浸水想定区域に指定があったときは、町防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置を講ずることを明記いたしました。

②業務継続計画の策定についてですが、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等によ

り業務の継続性の確保を図ることについて記載を拡充いたしました。

次に、③環境大臣による廃棄物の処理の代行については、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定をされた場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができることを明記いたしました。

次に、④の千葉県水防計画の修正に基づく必要な修正の反映等については、千葉県水防計画の修正に基づき必要な修正を反映するなどの記載を拡充いたしました。具体的には、津波に関する水防活動従事者の退避時間などをあらかじめ定めておくことや他の水防管理団体や自衛隊などとの協力・応援体制を追記したものでございます。

⑤千葉県防災基本条例の基本理念の反映等についてですが、まず自助・共助の取り組みを促進し、地域防災力の向上を図るため、平成26年4月1日に施行されました千葉県防災基本条例の基本理念を本町の地域防災計画へも反映をいたしました。

11ページでございます。

6つ目の修正項目といたしまして、その他、最近の災害対応の改善、反映等について、6項目にわたり修正を加えてございます。

①災害時における配備基準の見直しにつきましては、町災害時における職員の配備基準等の見直しを行いました。具体的には、津波注意報発令時には、これまで第1配備の基準で定められておりましたが、第2配備に変更いたしました。これは、先ほど説明をいたしましたとおり、津波注意報が発令された場合には、原則として避難指示（緊急）を発令することとなっていることから、第2配備に基準を変更し強化をするものでございます。

次に、②地震・津波に関する情報、津波予報、気象情報等の整理についてですが、千葉県地域防災計画に基づき、地震・津波に関する情報、津波予報、気象情報等の種類、伝達系統等を整理いたしました。具体的には、気象台から発表される震源・震度に関する情報の説明の追記、津波警報・注意報の種類等における基準の整理、また大雨特別警報や土砂災害警戒情報など、気象情報の種類の説明を追記いたしました。

③の防災関係機関の対策の見直しの反映についてですが、千葉県地域防災計画との整合を図り、新たな指定公共機関の指定に伴う対策の追加や防災関係機関が実施する対策の見直しを反映いたしました。

④の千葉県被災者生活再建支援事業の反映についてですが、千葉県被災者生活再建支援事業を反映し、被災者生活再建支援法の対象とならない場合に、一定の要件のもと、支援金を支給することを明記いたしました。

⑤大規模事故等編の構成の見直しですが、千葉県地域防災計画を踏まえ、従来の大規模事故編に規定をしておりました各種大規模事故災害への対策を種別ごとに分類し、放射性物質事故、大規模火災、公共交通等事故等の大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めるよう変更いたしました。

以上が防災計画の修正の主な概要でございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日、定例会においてご議決をいただきましたら、その後に製本作業に入り、議員の皆様を初め、防災関係機関等への配布、また町ホームページへの掲載を予定しております。また、住民の皆様への周知につきましては、防災計画修正の概要改版と、防災啓発内容等を記載したものを全戸に配布するとともに、防災訓練等の機会を通じて周知をしてみたいと考えております。

説明については以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

御宿町地域防災計画ということですが、この修正であります、まず確認をしたいんですが、本日、これは本編ということで、たしか加除できるような内容であったかと思うんですね、今ちょっと持ってきておりませんが、今回については、加除ではなくて、全て更新と、全ページ更新ということで、まずよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今回の改正にあたりましては、細部にわたり、文言の整理等も含めまして、かなり多くのページに修正箇所が生じているものですから、全てを改正させていただくということで作成させていただきました。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

今回の修正、今課長から説明ありましたが、今この文章、修正概要を見ましても大変多岐にわたると。それから、特に昨年は大変大規模な自然災害が各地で発生をしております、それらも大どころ今回に反映されているということだろうと思います。

これ非常に、ページ数全体で多いということと、これ風水害、地震等、さまざまな災害に分けてカテゴリーをして、中身的には重複する部分が大変あると思うんですが、その、例えば台風であれば、台風のところだけ見れば基本的な情報はそこに全て網羅されているとい

うような、たしか構成であったというふうに思うわけでありまして、今般もさっと見させていただいたところ、そのような内容だというふうに理解をしております。それでよろしいのかどうか。

それから、この内容について、今後、例えばホームページに載せるだとか、概要版等を住民の皆さんに配布するというご説明があったわけでありましてけれども、そうはいつでも、これさまさまに各種団体等が関連をして、いわゆる地域防災総合力、地域力だろうと思うんですね。それが根底になければならないというふうに思うわけですし、昨日の気象庁の報道でも太平洋側ですか、また再度、3.11のような大規模な地震も想定されるというような報道も先日あったように伺っております。そうした中で、こういうのも本当に、例えば職員の皆さん、全職員にこの内容を徹底させると。例えば、資料編の11ページに、ここには災害対策本部体制ということでね、体制図が載っているわけですね。

確かに職員が、例えば全員配置された場合は国・県等に支援を仰ぐという文言、今あったわけですがけれども、近隣の職員が、例えば参集できない場合は、さらに　　ということにはならないと思うんですね。そういうことも含めまして、このことを本当に職員の皆さん、まず第一に、この内容を理解するということは、私、非常に時間かかるというふうに思うんですが、それについては、9月の防災訓練まで待たなきゃいけないわけですか。これいつ、例えば　　職員の皆さん、周知徹底するのかということだと思うんですね。その辺はどう考えるのかについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君）　大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君）　まず、計画の全体の構成の中で、それぞれ風水害等編と地震・津波編とお話しいただきましたように、重複する部分についても、それぞれの編の中に盛り込んで重複する記載をさせていただいております。

それから、職員へのこの計画の周知についてでございますが、今回、可決をいただけた際には、平成23年当時に、災害時における事務処理に関する手引というようなものを全職員に、防災計画の職員に関する初動に関する部分の概要といいますか、とるべき行動、当然に知っておくべきことというようなものをまとめたものを配布させていただいた経緯がございます。こちらについてを見直しさせていただいて、職員に配布をして周知するように進めてまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君）　10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君）　10番、石井です。

概要、概要で、ふだん通常、法令事務を含めてされているわけじゃありませんか。これだけのもの、これだけの内容ですね、これは今、加除じゃなくて全面更新ですよ、ページを含めてと。それが、その概要を配っただけで周知できるんですかとすごく心配なんです。

文言はそのとおりなんですけれども、それが本当に、じゃ、今日、明日もし、そうあっちゃならないとは思いますが、その可能性があるわけですよ、現実には。そういうことはいつまで、どうするのかと、現実的な。文言としてはおっしゃるとおりだと思いますよ。文言が本当に、一人一人全職員が、この内容をきちんと理解して、即行動できるというふうになるのかというのは、ちょっと非常に不安があるところなんです。それについては、通常業務をやっただけながら努めるという言葉以外ないのかなというふうには思うわけです。

そのことと、もう一点は、現実的には、大規模広域災害が起きた場合は、やっぱり地域の人がどれだけ皆さんで協力し合って災害を乗り切るかと。一般的には3日間ですか、72時間どう対応するかということがよく言われているというふうに思っております。

それから、その中では自主防災組織ですよ。御宿町は幸いなことに、全区で設置をされて、それぞれ地域に特色を持った活動をされているというふうに伺っております。

この中でもそうなんですけれども、消防団だとか、さまざまな組織とどのように連携されるかと、余り詳しく書いていないんですね、そこはね。それぞれがその団体において担うということで、図としては関連はあるんですけれども、具体的にどうするんだということは余り書いていないように思えます。細かく見ておりませんが、やはりそのところは非常に課題があるんじゃないかなというふうに考えております。そこをどうされるのかと。

それからもう一つ、例えば9月の防災訓練などもそうですけれども、もう一つ具体的な訓練内容に私は進むべきじゃないかなというふうにも考えております。それは、各年ごとに地域が変わります。だから、その地域に合わせて、当然、特色あると思います。

それからもう一つは、そうはいっても毎年、自主防災ですね、その地域の中でどういう訓練をしていくのかと。例えば防災アドバイザーと、こういう制度もあるやに伺っております。そうしたものの活用なども委員会等ではさせていただいておりますけれども、本議会でありますので、そういう部分について、どうされていくのかと。

職員の皆さんの地域に入るといっても当然大事だろうと思えますし、広域消防、それから非常備消防団等また警察等も当然あるわけでありまして、もうふだんの中でそういうものをどうくみ上げていくのか、地域の中でどう防災力を高めていくのかというのは、引き続きやっぱり充実させていかなければならない課題だろうなというふうに思いますので、その点に

ついてお伺いをしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、1点目の職員に関するお話でございますが、先ほど申し上げました手引については早急に配布させていただくとともに、当然に計画として実行できなければ意味がないというお話はそのとおりでございますので、訓練等、職員向けの参集訓練や、そういった訓練を実施しながら自分の役割等についての周知をきちんと図ってまいりたいと考えております。

それから、2点目の自主防災組織等との連携というようにお話かと思いますが、まず今回、修正案の概要につきましては、昨年度、区長会の中でという形でしたけれども、概要については説明をさせていただいております。今後、決定をいたしましたら、区長会等で新たに説明を行わせていただくとともに、例えば、区長さんの任期がえ、自主防災組織のリーダーの任期がえ、そういった機会も捉えて説明会を行ったり、また自主防災会リーダー研修というように形で、平成27年、8年ごろに行った経緯がございますが、そういった研修も今後実施をしてまいりたいというふうに考えております。

また、これまで防災訓練に関しましては、自主防災会、それから消防団と連携協働いたしまして、地域の特性を踏まえた地震、津波、土砂災害を想定した避難防災訓練等を実施してまいりましたけれども、今後も自主防災会の皆さんの意見をよく伺いながら自主防災会のより具体的な行動、災害時の実態に即した訓練、例えば避難所の運営なども、そういった訓練のほうも進めさせていただきたいと思っております。その際には、お話をいただきましたが、防災アドバイザーのような、そうした方々の派遣をいただきまして研修会を行ったり、また訓練や活動への提言、企画、助言、支援などをいただくというようなことで進めてまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(大地達夫君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日7日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 2時17分)